



会 務 通 信

Web 版

No.328

【令和4年9月号】

会員数 / 個人会員 1,062 名
法人会員 62 法人(8月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会

令和4年9月1日発行

- ◆ 年次研修 会長 梅村 守
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.47
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部部員 阪野 照定
- ◆ 企画研修部会報告 企画部長 後藤 寛明
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 所 圭一
- ◆ 第4回理事会報告 広報副部長 中島 健太
- ◆ 令和4年度寄附講座開講報告
寄附講座運営委員会委員長 渡邊 義太
- ◆ 第1回定例研修会報告 企画研修部部員 小関 直人
- ◆ 第10回しずおか境界シンポジウム報告
広報副部長 中島 健太
- ◆ 連載 スマホと私(第1回) 広報委員 吉田 明
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

年次研修

会長 梅村 守



今年も早いもので、もう9月になり、残り4か月です。3年ぶりの行動制限のないお盆休みは、いかにお過ごしだったでしょうか。会員の中には、お孫さんのおねだりで遠方へ旅行するということで、道中のセントレアでの、ほのぼのとしたインタビュー記事が新聞に掲載された方もいらっしゃったようです。

そんなお盆休みの8月11日、視聴された方もいらっしゃると思いますが、深夜にテレビ朝日系で放送された「野田レーザーの逆算」という番組で、当会のマスコットキャラクター「きょうかい君」が登場しました。カズレーザーさん、野田クリスタルさんらが出演し、彼らが「逆算思考」、「答え」から「問題」を当てるといふクイズ番組で、「きょうかい君」というご当地キャラの名前から、どんな姿か絵を描いて考察するもので、途中のヒントでは「所属:愛知県土地家屋調査士会、性格:真面目で打たれ強く正義の心を持っている」と紹介され、愛知会のPRにも一役買いました。回答者はとても面白おかしく「きょうかい君」を推理してくれました。



愛知会マスコットキャラクター
きょうかい君

さて、このお盆の前後を挟んで、8月9日と16日に令和3年度分の年次研修が開催されました。当初は昨年10月に予定されていましたが、新型コロナの感染拡大防止のため、今年3月に延期され、さらにオミクロン株の影響で再延期されていました。今回の年次研修に該当された会員の皆様には、日程調整のご負担に加え、コロナ感染者数がピークの時期にあたり、ご心配をおかけしました。感染対策を万全にして開催させていただきましたことをご報告させていただくとともに、ここで年次研修について令和3年度から少し変更になったこともありますので、改めて説明させていただきます。

年次研修が義務研修として定められたのは、調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、調査士法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ、懲戒権者が法務局長から法務大臣に変更されました。つまり、調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたことになります。

また調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、その責任を担って、依頼者から依頼を受けた業務に対して、その均一的な成果を提供しなければなりません。それには、高度な能力や技能などが当然要求されますし、専門家としての説明責任がより求められるだけでなく、何よりも高い職業倫理を持つことが必要であります。こうした専門家としての意識を会員一人ひとりが考え、依頼者から信頼される資格者となっていかなければなりません。

そして、土地基本法等の一部改正により、土地所有者の責務として境界の明確化のための措置を講ずるよう努めることが明文化され、さらに民法・不動産登記法の見直しによる所有者不明土地法が成立しました。法務省、国交省、財務省のみならず国民から調査士業務の必要性が今まで以上に求められる時代に激変しています。そのためには、全国の会員が均しく一定以上の能力を担保できるための研修制度の再構築が不可欠となり、連合会では令和3年度から「年次研修」が義務研修として実施されることになりました。愛知会では先駆けて令和2年度より年次研修を実施しています。

内容についての変更点は、令和3年度年次研修から、講義の中に戸籍謄本等職務上請求書の科目が取り入れられたことです。これは、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の第12条が本年2月に改正され、職務上請求書の購入を希望する会員は、年次研修を受講しなければならないと定められました。簡単に言えば、5年に1度の年次研修への出席により、職務上請求書の科目を受講することとなり、職務上請求書が購入できるようになります。逆もあるということです。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書 取扱管理規程

(研修の受講)

第 12 条 職務上請求書を使用する会員、あるいは購入を希望する会員は、日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士年次研修実施要領第 6 条別紙 1、2 で定める戸籍謄本等職務上請求書の科目(以下「科目」という。)を受講していなければならない。ただし、新規入会者又は所属する調査士会の変更、一時休会などの理由により、年次研修を受講する機会のなかった者は、第 27 条に規定する啓発等を受けるなど、同等の機会を経ているならば、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。ただし、第 12 条については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年度の年次研修は、令和 4 年 11 月 26 日(土)、30 日(水)に予定しています。対象の会員の皆様には、近日中に開催通知が届くと思いますが、受講の方をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、いつまで続くか予想のつかないコロナ禍ではありますが、会員の皆様には感染対策を万全にするとともに、体調には十分に留意して業務に精励されることをお願い申し上げます。

愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース



No.47

今号は、あいち境界問題相談センター運営委員会に新しく委員として加わりました天野会員の紹介と今後の活動についてご案内します。

ご挨拶

この度、新委員として務めさせていただくことになりました岡崎支部の天野直秋と申します。登録から数年程度の若輩者ではありますが、よろしくお願いいたします。

私が委員として活動していくことを決めたきっかけは、境界確認時に承諾困難な場合は、関係者の意見をかなりしっかり聞くという、時間を要する方法で何とか承諾をいただいていたため、結果として依頼者にご迷惑をかけていたことがあったからです。今までADRと聞いてもあまり実感が無く、どういう状況で利用したら良いかを考えてきませんでしたが、委員のお話を頂いたときに「ADRを知っていたら適切に助言でき、そのような結果を減らせたのではないか」と思い、お引き受けいたしました。

さて、人生は登山に例えられることが多いですが、私の好きなものとして登山があります。現在までいろいろな山に登ってまいりました。当然ですが、同じ山といえども新たな道に挑めば景色が変わりますし、天候が変われば難度も上がります。予想していない困難に直面することがありますが、ふだんの登頂よりも、より充実感を得られます。

今後、新委員として新たな道を選択したことで、新たな景色が見え、また困難を伴うときがあるかもしれませんが、ご先輩方のご指導のもと、境界のトラブルに適切な道筋をつけられるよう精進し、速やかに相隣関係の安定を図れればと存じております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 天野直秋)

利用料金のお知らせ

申立費用	3,300円
調査費用	33,000円(必要に応じて)
期日費用	申立人から初回のみ 7,700円
成立費用	110,000円
※上記金額には消費税が含まれます。	

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

☆今年度の研修会のご案内☆

1. ADR担当者会議 令和4年9月22日(木)

午後1:20より ウィンクあいち1002号室

対象 調停人・調査員・相談員・業務サポートセンター相談員

あいち境界問題相談センター運営委員等

2. ADR能力担保研修会 令和5年1月26日(木)予定

対象 認定調査士・調停人・調査員・相談員・業務サポートセンター相談員・
あいち境界問題相談センター運営委員・一般会員等

(あとがき)

当センター運営委員が空白であった岡崎地区に天野委員が加わり、愛知県全体をカバーできるようになりました。

今後も、会員、隣接士業及び一般の方にADRを周知し、境界問題を解決する手段の一つとして役立てていただくとともに、もっと申立てを利用しやすいセンターとなるよう努力していきます。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲 泰樹)

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)
電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務財務部会報告

総務財務部部員 阪野 照定



1 期 2 年を総務部長として過ごし、総務部員としての任期も残りがみえてきたかと感じながら、恐らく最後になるであろう会務通信の寄稿に取り組んでいます。

理事として過ごした時間と部員としての今の時間を比較することもないのですが、部員になってからの方が、相対的に物事を捉えられ、自分の意見「自我」を会議の中で出しやすくなったなと感じています。部長時は自身の能力の未熟さが故、そつなく物事を片付けたいという気持ちが強かったもので着地点だけを見つめて過ごしていたように思います。周りの意見に影響され、あまり自分の意見を持ち合わせる余裕は正直ありませんでした。今は立場や責任から解放されたことで、「自我」が遅ればせながら芽生えてきたように感じます。

さて令和 4 年度の定時総会において、会長が指名できる理事が 3 名以内から 5 名以内に拡大しました。役員は「支部推薦」と「会長指名」の 2 通りがあります。そして、役員の中でも会長・副会長は「選挙」により選出され、定時総会において会長・副会長(指名副会長)が選任される仕組みについては、令和 2 年度の臨時総会で決議されていることも併せてご記憶を振り返っていただけたらと思います。

会長指名理事枠を拡大する議論の際にも、様々な意見交換される中で、私自身、気付くことができました。それは、「支部推薦」と「会長指名」は役員として同じスタンスなのかどうかということです。私は支部総会の決議を起点とした、「支部推薦」という仕組みで今の立場をいただいています。ですが、今まで「支部推薦」を意識することは正直ありませんでした。個人的な感覚を基にして「自我」を出していますが、「支部推薦」の役員として、どこまで許されるのか少々考えることもあります。

支部総会では人物として推薦されているから、その人物の中には主張も含められると思えば、臆することもないかと思う一方、支部の意向をどこまで吸収して代弁しているかと思えば、不十分な存在であると認めざるを得ないと感じています。

個人としての意見と支部の意向をバランスよく織り交ぜることが、「支部推薦」役員としてのスタンスなんだろうなと、遅まきながら気付いた次第です。

「会長指名」役員については完全な私見になりますが、もっぱら会長に同調する存在でいいと思っています。単純なイエスマンという存在ではなく、理解者として支え、推進と抑制をコントロールする役割を果たすことが「会長指名」役員のスタンスであるというのが私の考えです。

「支部推薦」と「会長指名」は出自が異なる役員ですので、スタンスの違いがある方が自然であると思いますし、仮に同じ立ち位置であるとするならば、違いを分けた選任方法の意味を果たさなくなることにつながるのではないかと、議論の中で感じた出来事でした。

随時、部会の議題及び内容については、ホームページ会員の広場から会議録で確認できますので、ご参照ください。

企画研修部会報告



企画部長 後藤 寛明

今月の企画研修部会報告をさせていただきます、企画部長の後藤です。

企画部と研修部が分かれ、各自の部会運営に、部員の方も、そろそろ慣れてきた頃かと思います。以前までは、研修部がメインの議題が多く、企画(業務)部がサブのような雰囲気でしたが、変わりつつあるように感じます。

それでは、最近の企画(業務)部の議題を報告します。

1 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱い」について

昨年度の「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」についての意見募集から始まり、今年5月からは、同指針を含めた「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱い」について、法務局との打合せ会を行いました。一度目は法務局と本会役員が出席、二度目はそこに公嘱協会の担当役員の方も交えて行いました。そして、実務に直結する内容であることから、標記取扱いについては、10月5日及び10月25日の第2回定例研修会で研修を行うことが決まりました。

なお、定例研修会を受講できなかった会員にも周知を徹底するため、定例研修会終了後に、企画(業務)部役員が講師となり、支部委託研修を開催する予定です。研修会を通して出された意見や質問をもとに、運用後の課題などについても、継続して法務局と打合せを行っていきたいと考えています。

2 勉強会について

昨年度から、「勉強会」が始まりました。勉強会を通じて、登録年度がまだ浅い会員の方に会館に来ていただくことで、会員間で交流できる場所を作り、調査士会がもっとなじみのあるものになることを、目的の一つとしています。ただ、会員同士の交流を大事にしたい思いで始めましたが、コロナ禍ということもあり、いまだにそちらの方は、達成できてはいないように思われます。

さて、本年度は、第1回と第2回は、研究所の江口所長に、境界確定の実務について、第3回は、伊藤顧問に、経営についての講義を依頼しています。私自身、事務所経営について、行き当たりばったりで来てしまいました。分からない事だらけなのですが、運営員としての役得で、申し込み不要で聞くことができますので、楽しみにしています。

第4回の内容は、正式にはまだ決まっていますが、部会の中では「調査士カルテマップ」を推す意見を出させていただきました。今後の部会でどのようになるかはわかりませんが、部員みんなでもとめていきたいと思います。勉強会は、通常の研修会と違い、より具体的な、マニアックな内容で、登録年数の若い会員に寄り添った内容の差別化が出来ればと思っています。

ところで、会務通信2月号 No.321 で、犬山祭りのことを書かせていただきました。

今年は、規模を縮小して、4月2日の土曜日に試楽、翌3日の日曜日に本楽を行うこととなりました。しかし、当日はあいにくの雨で、お祭り全体が、非常に中途半端な感じになってしまいました。

私自身は厄年で、お祭りの車山には触ることができないため、テコ(山の引手)としての参加は最初から叶いませんでしたが、その代わり、針綱神社の御神輿を担ぐ方に参加いたしました。

雨の場合は中止のはずだったのですが、氏子役員の方々や氏子総代さんの強い意志で担ぐことが出来ました。

白装束に白い半透明の雨合羽に白いマスク、黒い烏帽子をつけた非常に面白い姿で、御神輿にも合羽を被せて、通常の半分の距離ですが、犬山の城下町を担がせていただきました。

後から写真などを見ても、皆同じ姿で、誰が自分か全くわからなかったのが残念です。

来年は(<https://www.youtube.com/watch?v=oONVIOUKWNI>)、この動画のような、コロナ前の犬山祭りができることを期待したいと思います。



企画広報部会報告



企画広報部部員 所 圭一

8 月に入りましたが、なかなか新型コロナウイルスの猛威が収まらず、暑さとともに、厳しい夏になったと感じています。今年は、数年ぶりの行動制限のない夏になりましたが、まだまだ日常を取り戻すには時間がかかるのだなと気を引き締めています。

私は、去る8月9日に、昨年から延期となっていました年次研修会に参加させていただきました。研修会後半のグループディスカッションでは、諸先輩方の経験談をお伺いでき、大変勉強になりました。コロナ禍の中、研修会のご準備をいただいた研修部の方々、ご指導いただきました諸先輩方には、厚く御礼申し上げます。

以下、8月4日に参集及びWEB会議でのハイブリッド開催となりました第5回企画広報部会の報告をいたします。

【議題】

合同

- 理事会報告
- 各委員会 PT 報告
- しずおかシンポジウム報告
- イオンモール扶桑「キッズ本格おしごと体験」

広報部

- 懸垂幕について
- 動画作成について
- 新聞広告について
- 地図読み人について
- 愛知会バックボードについて

企画(社会事業)部

- 相続土地国庫帰属法について(令和5年4月27日施行)
- 所有者不明土地管理制度について(令和5年4月1日施行)
- 狭あい道路について
- 空き家対策について
- ADRについて

○イオンモール扶桑「キッズ本格おしごと体験」について

ショッピングモールで行われた子ども向け職業体験のイベントに参加しました。トータルステーションを使用した測量体験、境界標の展示などを行いました。

対人接触型の広報が行いづらい昨今ですが、一般の方と直接交流ができるイベントは効果の高い広報となりますので、今後もイベントが開催される際には、積極的に参加をしていきます。

○懸垂幕について

調査士会館東側壁面の懸垂幕新規作成について、登記無料相談会の告知を内容としたデザインで作成することが決定しました。

今後も調査士会館の存在の周知、調査士認知度の向上のための広告、イベントの告知などの広報に利用していきたいと思っています。懸垂幕の内容についての案、ご要望などがありましたら広報部へお寄せください。

○新聞広告について

今年度も10月1日の「法の日」に合わせて「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を実施することから、同相談会日程及び土地家屋調査士制度をPRするために、中日新聞紙上に当該広告を掲載いたします。

今年度は名刺広告の掲載は行わず、上記、相談会日程及び土地家屋調査士制度のPRのみの掲載となります。

○地図読み人について

新型コロナウイルス感染症感染拡大により延期されていましたが「第22回あいち境界シンポジウム」が、7月13日に開催されました。

今回も講演録として、地図読み人を作成いたします。現在、録音データの文字起こしを業者に依頼中であり、業者から文字起こしデータの納品後、編集作業を行ってまいります。

第4回理事会報告

日 時：令和4年7月20日(水)午後1時00分～同4時32分

会 場：本会会議室

議事に先立ち梅村会長からあいち境界シンポジウム、年次研修について挨拶があった。その後、小島政連会長、水野連合会理事からも挨拶があった。

議事録作成者は事務局が作成する。議事録署名者に中津川理事、中島理事が指名され、理事会が開催された。以下議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程の一部修正について

渡辺総務部長から戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程第24条、同条第1項第2号の修正について説明がされた。審議の結果、全会一致で可決承認された。

【協議事項】

1. 懸垂幕「表示登記無料相談会」専用シート作製について

大岩副会長から現在の汎用型シートに変わる『表示登記無料相談会』開催時に掲揚する専用シートの作製について説明がされた。協議の結果、最安値の業者に依頼すること、デザイン詳細は広報部一任とすることについて、審議事項とする動議が発せられ全会一致で審議事項となった。審議の結果、全会一致で可決承認された。

2. 新聞広告について

中島広報副部長から中日新聞の新聞広告について説明がされた。協議の結果、継続協議となった。

3. 動画作成サポートを加藤一郎氏に依頼することについて

片岡理事からPR動画を作成するため、加藤一郎氏(クリエイティブディレクター/プロデューサー)のサポートを受けることについて説明がされた。協議の結果、動画作成サポートを加藤一郎氏に依頼することについて、審議事項とする動議が発せられ賛成多数で審議事項となった。審議の結果、賛成多数で可決承認された。

4. イオンモール扶桑「キッズお仕事体験」参加について

河合企画副部長からイオンモール扶桑で開催される「キッズ本格おしごと体験」のイベント参加者、測量機器のリースについて説明がされた。協議の結果、社会事業部に一任することとなった。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 調査士の日無料相談会について
3. 法の日無料相談会について
4. 資料センターの業務代理について
5. 第2回定例研修会の件
6. 令和4年度支部委託研修の件
7. 新入会員業務研修委員変更の件
8. 令和3年度年次研修実施の件

- 9.懸垂幕合意書について
- 10.あいち境界シンポジウムについて
- 11.インターンシップについて

【その他】

1.役員選挙について

期日:令和5年1月20日(金)、会場:名古屋市公会堂

選挙管理委員長:阪野照定会員、副委員長:千野光行会員に決定した。

2.三会会長会議、葉月の会について

三会会長会議:11月18日(金)

葉月の会:12月2日(金)から3日(土)に決定した。

3.筆界立会確認書の提供について

会員からの筆界立会確認書の提供依頼について協議した。

最後に田宮監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(広報副部長 中島 健太)

令和 4 年度寄附講座開講報告

令和 4 年 4 月 6 日(水)に名城大学における寄附講座が開講されました。

今年度も 7 月 20 日までの毎週水曜日の 2 限目(10:50~12:20)に全 15 回の講義を実施しました。単位は 2 単位で、可否は出席日数と課題の採点によって決定します。

今年度も昨年度と同様コロナ禍ということで、1 講から 5 講までは WEB 講義となりました。4、5 講は石川会の方の講義であり WEB の動画録画での配信になりましたが、今年もご協力ありがとうございました。1 講ガイダンスから始まり 15 講まで講師の方のご協力が無事に終えることができました。

毎回、講義の最後に小テスト(出席票)を実施するのですが、感想を記入してもらおう欄を設けています。学生の感想を見ますと、「土地家屋調査士の魅力が伝わった」「土地家屋調査士に興味を持った」「いつか資格の勉強してみたい」という意見もありました。講師の皆さんの実務経験をふまえた講義など、講義内容を工夫することによって学生の皆さんに少しでも土地家屋調査士という職業の魅力が伝わったと思います。

しかし、この講義で初めて土地家屋調査士を知った学生がほとんどで、まだまだ認知度が低いのが現状です。過去には寄附講座を受講し、インターンシップに申込みがあったケースもあり、そこから土地家屋調査士として活躍している例もあります。このような実績はあるものの、まだまだアウトプットが課題であると思います。

ただ、こうした活動は継続が必要だと思いますし、なかなか形が見えにくい活動ですが、少しでもわかりやすく、学生の立場になって講義をするなど、広報活動を諦めることなくコツコツと行うことが大事だと思います。この活動のことを知らない会員の方もいらっしゃるかもしれませんが、これを機に寄附講座の活動を知っていただきサポートしていただければ幸いです。

寄附講座は将来、土地家屋調査士を目指す学生が増えることを目的とすることや、少しでもこの職業を身近に感じてもらう目的で活動しています。広報活動として学生に対しての講義はパワーポイントや動画を活用し、なるべく分かりやすく講義して学生に寄り添った内容で各講師の方も考えていただいています。

来年度も名城大学様からは引き続き、講義を担当していただきたいと、ありがたいお言葉をいただいています。そのためには来年度以降の講師もまた募集させていただくことがあると思いますが、今後も会員の皆様のご理解とご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

(寄附講座運営委員会委員長 渡邊 義太)

第 1 回定例研修会報告

1 研修内容・講師

第 1 部 インボイス制度について

講師

①名古屋会場 名古屋国税局 課税第二部 消費税課 連絡調整官 中納基貴氏

②豊橋会場 名古屋国税局 課税二部 消費税課 諸税二係長 梅本貴稔氏

第 2 部 改正電子帳簿保存法について

講師

①名古屋会場 名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官 栗田尚典氏

②豊橋会場 名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官 松田京俊氏

2 日時・会場・出席者数

①名古屋会場

日時 令和 4 年 6 月 30 日(木)13:30～

場所 名古屋市公会堂 4 階ホール

会場出席者数 97 名(補助者 2 名) 合計 99 名

②豊橋会場

日時 令和 4 年 7 月 29 日(金)13:30～

場所 豊橋商工会議所 3 階ホール

会場出席者数 39 名(補助者なし) 合計 39 名

③YouTube 配信

配信日時 令和 4 年 8 月 5 日(金)～令和 4 年 8 月 21 日(日)

WEB アンケート回答数(出席者数) 78 名



挨拶を行う梅村会長

令和 4 年度第 1 回定例研修会(名古屋会場)について、以下のとおり報告します。

第 1 部では、名古屋国税局 課税第二部 消費税課の連絡調整官 中納基貴様に、令和 5 年 10 月 1 日から開始されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)について講義をしていただきました。消費税の基本的な仕組みから始まり、インボイス制度とはどういうものか、インボイス制度が導入されることで何がかわるか等をご説明いただきました。税金に関することは複雑で中々理解しにくいですが、我々土地家屋調査士も事業者である以上、税制の変更等には対応していく必要がありますので、とても有意義な研修会であったと思います。

第 2 部では名古屋国税局 課税第一部 課税総括課の連絡調整官 栗田尚典様に、改正電子帳簿保存法について講義をしていただきました。納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能にする制度であり、一定の要件が設けられている点等をご説明いただきました。

研修会終了後、愛知県土地家屋調査士政治連盟、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、調査士愛知協働会からご報告をいただきました。

次回、令和4年度第2回定例研修会

日時・場所

①名古屋会場:令和4年10月5日(水)13:40～17:10(予定)

名古屋市公会堂4階ホール

②豊橋会場:令和4年10月25日(火)13:00～16:30(予定)

豊橋商工会議所3階ホール

内容

第1部 令和3年民法・不動産登記法、相続土地国庫帰属法について

講師:愛知学院大学法務支援センター所長 田中 淳子 教授(本会顧問)

第2部 (仮)表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに係る通達等に基づく登記事務の取扱いについて

講師:名古屋法務局職員

第3部 (仮)「ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」について

講師:株式会社ニコン・トリンブル社員

(企画研修部部員 小関直人)



6月30日名古屋会場



7月29日豊橋会場

第 10 回しずおか境界シンポジウム報告

日時:2022 年 7 月 29 日(金)13:00～17:00

会場:静岡市民文化会館中ホール

主催:静岡県土地家屋調査士会、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

- 第 1 部 「災害に強いまちづくりは互近助の力」
防災システム研究所 所長 山村武彦氏
- 第 2 部 「地図から読み解く防災・減災」
一般財団法人日本地図センター 客員研究員 今尾恵介氏
- 第 3 部 「土地家屋調査士と考える復興への道標」
コーディネーター 杉岡沙絵子氏
パネラー 山村武彦氏、今尾恵介氏、古橋敏彦静岡会副会長

静岡県土地家屋調査士会、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が主催の第 10 回しずおか境界シンポジウムが 7 月 29 日に開催されました。

第 1 部講演ではテレビでもお馴染みの山村武彦氏が講演を行い、減災・防災について興味深い話を聞かせていただきました。私が印象に残った話は、タイトルにもなっていますが、「互近助」という言葉です。私たち、土地家屋調査士は日頃から近隣トラブルなどの解決に尽力していることもあり、ご近所との関係性の大切さは身に染みてわかっています。今回の講演を聞き、災害の時にこそ、ご近所との関係性がどれだけ大切なのかを改めて教えていただきました。

第 2 部講演では今尾恵介氏が、地図の地名から起こりうる災害の可能性を講演していただきました。地名からその土地が昔はどのような土地だったかを知ることにより、住んでいる人の防災に対する意識は変わると思います。皆さんの住んでいる土地は、昔はどのような地形だったのかを一度調べてみると、いざという時の避難に役立つと思います。

第 3 部パネルディスカッションでは防災・減災について意見交換がありました。愛知県も東南海地震がいつ来てもおかしくないとわれ続けている状況で、共感できる内容でした。これは愛知会が開催してきたあいち境界シンポジウムでも減災・防災がいかに重要であるか、官公署の職員や議員の皆様に伝えてきました。天災には抗えません。1 人 1 人の意識の向上が被害を最小限にすることができると感じています。この減災・防災について土地家屋調査士としてできることを考える機会を発信し続けることが社会貢献につながると信じています。



連載 第1回

広報委員の

コラム 

○今月号から広報委員のコラムがはじまります。

広報委員が日々感じたことなどをコラムとして毎月連載でお届けします。

スマホと私

彼は絶対に必要です。仕事をする上でも、個人的にも、彼は常に私のそばにいます。一番長く、同じ時間を過ごしています。

生活のすべてをありとあらゆる面で、助けてくれます。取引先の連絡は、すぐに対応でき、家族からの連絡は、すぐに確認できます。一分一秒を惜しむこの生活の中で、どれほど役に立っているか図り知れません。



でも、彼とはあまり仲が良くありません。

測量の現場で、観測に不手際が無いよう注意を払いながら作業を行っているときに、電話が鳴ります。良かった、すぐに対応することができた、と思っていると、自分が何をしていたのか忘れていきます。手に持っている資料を確認しながら、作業の続きを行います。しっかりと作業を完了させることができた、確認しながら帰路につき、観測データの計算を行い、CAD のプロット画面を確認すると、何か観測点が足りないことに気づきます。30 分以上の時間を掛けて、地積測量図に記載されている既設杭を掘り当てたにも関わらず、その杭を観測していないのです。その衝撃はいかほどのものか。彼に確認すると、しっかりと撮影ができています。ご丁寧に、遠景および近景がしっかりと写っています。その周囲は農地で目立つ構造物もない、素掘りの溝など現況もない、観測資料として申し分のない、素晴らしい写真が撮影できています。

仕方がない、そんな思いで次の日、その一点のみを観測しました。先の事実が発覚した後、椅子に座り、落ち着きを取り戻してから、他の不手際がないかししっかりと確認を行いました。土地所有者の方に事情を説明し、再度、敷地内の駐車スペースを使用させていただくことをご理解いただきました。移動時間を含め、概ね 3 時間ほどの作業でした。

心のどこかに、「あの時の電話だ」との思いが駆け巡ります。彼は悪くない、全て私が悪いのだと、理解しています。いや、理解しているつもりです。私の確認不足に腹を立てながらも、彼への負の思いが消えません。

ティータイムを楽しみながら、彼との時間を過ごします。休みの時ぐらい、家族との時間を楽しもうと考えているにも関わらず、彼をそばに置いています。コロナに関する情報、天気予報、時事ニュース、または将棋の対戦経過・結果など、いろいろなことを教えてもらいます。ふと、家族に呼ばれ、振り向くと視界がぼやけています。2〜3 秒ほどでしょうか、時間が経つと顔がはっきりと確認できます。家族が、「これ見てと」創作物を見せてくれます。こんな時、最初の一言は、「もう少し離れて見せて・・・」。老眼であることを痛感します。視界の焦点を合わせる能力が落ちていることを特に感じます。



「デジタルデトックス」、こんな言葉を目にしました。少し気になり、詳しい情報を確認しようと、ページを進めました。いろいろな考えを確認することができました。一日のうち二時間程度スマホを見ない時間を作ること、定期的に画面から目を離し休ませること、などなど、個人的な理解ですが、「デジタル機器から少し距離を置いて、目を休める時間を作りましょう。」、このような意味合いの言葉だと受け止めました。

私がどんな時に彼を見ているか考えました。起床後すぐにメールの確認をしています。食事中も、彼が発する音を気にしています。運転中でも、イヤホンを装着して彼の様子を覗いています。テレビを見ているとき、コマーシャルになるたびに、彼を見ている。隙間時間があれば、彼を気にしている私がいまいました。彼とは仲が良くない、そうなのか、ずっと一緒にいるじゃないか。改めて、彼との関係性を考えました。ずっと一緒にいることが悪いわけではない。彼からの連絡に、即座に応答しなければならないのか。助けを求める相手は、彼だけなのか。彼への依存度の高さをもう少し低くしてもよいのではないかと、考えるようになりました。

友人の「自営業者としては失格じゃないか」、この言葉が気になり、仕事中は彼を常に気にしています。それでも、何かを始めなければと思い、私なりの「デジタルデトックス」を始めました。起床してから8時までは、彼をそばに置かないことを実践しています。彼への依存からではなく、自発的な気持ちの切り替えから、一日を始めています。

(広報委員 吉田 明)

業務に関するお知らせ(7月21日から8月22日まで)

- 7月26日 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトのアップデート(2.6.4版)について
- 7月27日 業務マニュアルの修正について
- 8月19日 B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について
- 8月10日 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案(仮称)に関する意見の提出について
- 8月15日 【尾張旭市からの依頼】土地境界確認申請の受付から立会までの期間の変更の周知について
- 8月17日 不動産登記令等の一部を改正する政令案の概要に関する意見の提出について
- 8月17日 名古屋法務局から依頼された職員募集及び選考採用試験(係長級)実施の周知について
- 8月22日 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



事務局からのご案内

9月の予定

- 1 日 企画(社会事業)・広報部会
- 3 日 特別研修(考査)
- 6 日 総務・財務部会
- 7 日 企画(業務)・研修部会、
研究所全体会議、自由業定例会
- 12 日 第 2 回勉強会
- 21 日 理事会、資料センター運営委員会
- 22 日 あいち境界問題相談センター担当者会議
- 29 日 年次研修委員会

8月の入会者

もろだ まみ

諸田 真美(名古屋北支部)

愛知第 3085 号

〒 460-0002

名古屋市中区丸の内 1 丁目 17 番 19 号

キリックス丸の内ビル 7 階

TEL 052-222-6285

FAX 052-222-6286

なぐら ひろし

名倉 宏(岡崎支部)

愛知第 3086 号

〒 448-0807

刈谷市東刈谷町二丁目 9 番地 9

TEL 0566-91-6644

FAX 0566-91-6643

にしお こうへい

西尾 光平(豊田支部)

愛知第 3087 号

〒 471-0842

豊田市土橋町 5 丁目 9 番地 3

TEL 0565-29-7124

FAX 0565-26-1891

事務所変更

中村 冬彦(昭和→名古屋東支部)

愛知第 2485 号

〒 461-0004

名古屋市東区葵一丁目 18 番 32 号

TEL 052-931-1026・FAX 052-932-3903

土地家屋調査士法人東海登記測量

高田 憲一(一宮支部)

愛知第 2986 号

〒 483-8339

江南市飛高町夫見添 90 番地 2

TEL 0587-55-3620・FAX 0587-55-3620

塚本 章雄(豊田支部)

愛知第 1439 号

〒 470-0373

豊田市四郷町森前南 1 番地 6(地番変更)

TEL・FAX は変更なし

土地家屋調査士法人の事項変更

土地家屋調査士法人東海登記測量(昭和支部)

従たる事務所の設置(名古屋東支部)

法人番号 18-0017-18-0033

〒 461-0004

名古屋市東区葵一丁目 18 番 32 号

TEL 052-931-1026・FAX 052-932-3903

社員:愛知第 2485 号 中村 冬彦

令和5年版土地家屋調査士手帳の有償頒布について

令和5年度版土地家屋調査士手帳有料頒布について、現在申込を受け付けております。
申込期限は9月14日(水)となっておりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。
なお、注文後のキャンセルはできませんのでご注意ください。
詳細は愛知会 HP>会員の広場>ダウンロード「通知・通達」2022.8.9 でご確認ください。

価 格: 1冊900円(消費税・送料込)予定
※申込数により価格が変動する可能性があります。
申込期限: 9月14日(水)必着
発 送: 令和4年11月下旬予定



編集後記

少し前から Amazon のオーディブルを聴くようになりました。
超理系の私は読書が余り好きではなく、「積読」が得意となっています。
ついつい Amazon で書籍を購入すると、「この本を買った人はこんな本も・・・」と紹介されている本も買ってしまう悪い癖があります。これを読まれている方の中には「あ、私もだ」と共感してくれる方がいることを何故だか期待している私もいます(笑)
オーディブルは運転中に聴いているのですが、時折、考え事をしていて聴き逃してしまうときがあります。しかし、そんなときは、「私の潜在意識がしっかりと聴いてくれるから大丈夫だ」と自分に言い聞かせます。



皆さん、ご存じですか？
私たち人間は、脳のたった数%しか使っていないことを・・・ですから、顕在意識では聴き逃していても、私の潜在意識がしっかりと聴いていると信じているのです。

(広報委員 近藤 正行)

- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>
- 発行人／梅村 守
- 発行所／愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号 TEL 052-586-1200

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課